内閣官房・内閣府見直し法の概要（平成27年9月4日成立）

（内閣の重要政策に関する総合調整等に関する機能の強化のための国家行政組織法等の一部を改正する法律）

内閣の重要政策について、①内閣官房・内閣府が政策の方向付けに専念し、②各省等が中心となって強力かつきめ細かく政策を推進することができるよう、<u>内閣官房から内閣府、内閣府から各省等に事務を移管</u>するとともに、<u>各省等に総合調整権限を付与</u>する。 ➡ <u>国の行政機関が、全体としてその機能を最大限に発揮</u>

法律の概要

● 平成27年1月23日の与党提言、同27日の閣議決定を実現するため、そのうちの法律事項について措置するもの

【事務の移管】（各省等設置法、個別法を改正）

内閣官房（以下の5事務を内閣府に移管・一元化）

＜内閣官房で実施＞
- 知的財産戦略
- 総合海洋政策

＜内閣官房と内閣府で実施＞
- 地域活性化
- 道州制特区
- 宇宙開発戦略

本部は引き続き内閣に置きつつ、事務局を移管（※）

（※）各本部事務局を内閣府設置法に位置づけ

内閣府（以下の9事務を各省等に移管）

内閣府	→ 各省等
犯罪被害者等施策	国家公安委員会
消費者問題 食品安全 （※）消費者委員会、食品安全委員会は本府に存置	消費者庁
統計委員会の事務 情報公開・個人情報保護審査会の事務 官民競争入札等監理事務	総務省
自殺対策	厚生労働省
食育推進	農林水産省
交通安全対策	国家公安委員会及び国土交通省

【各省等への総合調整権限の付与】（国家行政組織法、各省等設置法を改正）

<u>各省等（※）が、その任務に関連する特定の</u>内閣の重要政策について、<u>閣議決定で定める方針に基づき</u>総合調整等を行い、<u>内閣を助ける</u>ことができるように規定を整備　（※）各省、国家公安委員会、金融庁、消費者庁

【施行期日】 一部の事務を除き、<u>平成28年4月1日より施行</u>

（参考）平成27年1月27日の閣議決定による移管事務のうち、以下の移管等は法改正を要しないため、本法には含まれていない。
遺棄化学兵器処理（内閣府に一元化）、薬物乱用対策（厚生労働省に移管）、郵政民営化等の4事務（各々定められている期限到来時に廃止）